

役職員の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 北見有愛会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見有愛会（以下「当法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事 理事のうち、当法人が運営する事業所を主たる勤務場所とし、週5日以上勤務する者をいう。
- (2) 非常勤理事 理事のうち、前号に掲げる常勤理事以外の者をいう。

(報酬)

第3条 常勤理事の報酬は、当該常勤理事の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表「役員基本給報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、支給する。

- 2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、当法人の業績と当該常勤理事の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事長を除く常勤理事において、その者が当法人定款第22条に規定する職員を兼務する場合は、第1項及び第2項は適用しない。
- 4 前項に該当する常勤理事には、当法人の職員給与規程に基づく職員給与を支給し、加えて常勤理事手当として月額30,000円を支給する。

(賞与)

第4条 常勤理事の賞与は、当法人職員給与規程第34条（賞与の支給）に準じて支給する。

(報酬の支給日及び支払方法)

第5条 第3条第1項に定める報酬の支給日及び支給方法は、当法人の職員給与規程に基づくものとする。

- 2 非常勤理事、監事、評議員については、第10条に定める費用弁償をその都度現金にて支払う。
- 3 常勤理事に対して支給される報酬は、法令に基づき、その報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接又は当該常勤理事が指定する預金口座への振込により支払う。

(報酬の日割計算)

第6条 月の途中において、新たに役職員となった者、又は退任や解任されたときの当月分の報酬の額は日割計算によって支給する。この場合の計算方法は、当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日からその末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の日数を乗じて得た額とする。ただし、役職員が死亡したときは、死亡の当月分の報酬は、その全額を支給する。

(退職金の支給)

第7条 退職金は、常勤理事が退職した場合（職務上の義務違反を理由とする解任により退職した場合を除く）にはその者に、常勤理事が死亡した場合はその遺族に支給する。

2 退職金の額は、別表「退職金支給係数」に当該常勤理事の退職時の月額報酬を乗じて得た額に基づき決定する。

3 理事長を除く常勤理事において、その者が当法人定款第22条に規定する職員を兼務する期間中は、前2項に定める退職金は支給しない。

(在任期間の計算)

第8条 在任期間の計算は、当該常勤理事が選任された日から起算する。

2 在任期間に1年未満の端数があるときは月割で計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(再任の場合の取扱い)

第9条 常勤理事が任期満了の日の翌日において再任されたときは、その者の退職金の支給については引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第10条 役職員が職務のため、市の区域外に旅行したときは、費用弁償として当法人の旅費規程による旅費を支給する。

2 非常勤理事、監事、評議員が招集に応じて会議等に出席したときは、その費用弁償として1日につき日当5,000円を支給する。

3 前項の日当は、同一の日に2種類以上の会議等に出席した場合は重複して支給しない。

(改正)

第11条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成 16 年 08 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 01 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 06 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 29 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 28 年 04 月 01 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 29 年 04 月 01 日から一部改正施行する。

別表(役員の報酬)

役員基本給報酬表(月額)

号俸	金額
1	100,000
2	132,000
3	164,000
4	196,000
5	228,000
6	260,000
7	292,000
8	324,000
9	356,000
10	388,000
11	420,000
12	452,000
13	484,000
14	516,000
15	548,000
16	580,000
17	612,000
18	644,000
19	679,000
20	713,000
21	753,000
22	793,000
23	824,000
24	854,000
25	886,000
26	917,000